

議案第 29 号

前橋市食品衛生に関する条例の廃止について

令和 3 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市食品衛生に関する条例を廃止する条例

前橋市食品衛生に関する条例（平成 20 年前橋市条例第 38 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に廃止前の前橋市食品衛生に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）第 4 条第 1 項の市長の許可を受けて同項第 1 号に掲げる業を営んでいる者に係る廃止前の条例第 5 条第 1 項の規定による施設の衛生基準については、当該者が食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）第 2 条の規定による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の規定による許可を受ける日の前日又は令和 6 年 5 月 31 日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する廃止前の条例第 8 条の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。